

三木市記者発表資料		(令和2年10月20日資料提供)	
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 商工振興課	課長 小山智史 (内線 2230)	中小企業振興 係	0794-82-2000 (内線 2234)

タイトル
「三木市中小企業事業継続支援給付金」及び 「三木市中小企業等家賃支援給付金」の支給申請受付を終了
内容
1 給付金支給申請受付の終了について 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業者等を対象に、市が緊急対策として実施してきた次の2つの給付金制度について、当初の予定どおり <u>10月30日(金)をもって支給申請の受付を終了します。</u> 郵送により申請書を提出する場合は、当日消印有効です。 【申請受付を終了する給付金】 (1) 三木市中小企業事業継続支援給付金 ※ 対象となる融資は、9月30日までに受けたものに限りです。 (2) 三木市中小企業等家賃支援給付金
2 サテライト受付窓口の閉鎖について 上記給付金の支給申請受付の終了に伴い、現在、三木市立勤労者福祉センターサンライフ三木 2階に開設している、事業者及び金融機関向けの申請受付窓口は、 <u>10月30日(金)をもって閉鎖します。</u> 閉鎖の後、11月以降も継続して行われるセーフティネット保証認定申請の受付及び認定書交付の事務等は、市役所2階の商工振興課窓口にて行います。
セールスポイント
これまでの申請件数および内容に鑑み、緊急に支援を必要としている事業者からは概ね支給申請をいただいていると判断できるため、当初の予定どおりの期日をもって受付を終了する。 給付金を必要とされている事業者がまだあれば、必ず期日までに申請をいただきたい。